

いじめ対応マニュアル

－すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように－

< 改訂版 >

もくじ

はじめに……………	1	IV 早期対応……………	10
いじめ対応マニュアル概要……………	2	1 いじめ対応の基本的な流れ	
I いじめ問題に関する基本的な考え方……………	3	2 いじめ発見時の緊急対応	
1 いじめとは		3 いじめが起きた場合の対応	
2 いじめの基本認識		4 迅速に対応するためには	
II 未然防止……………	4	5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について	
1 子どもたちや学級の様子を知るためには		V ネット上のいじめへの対応……………	14
2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには		1 ネット上のいじめとは	
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには		2 未然防止のためには	
4 保護者や地域の方への働きかけ		3 早期発見・早期対応のためには	
III 早期発見……………	7	VI 組織的対応について……………	16
1 教職員のいじめに気付く力を高めるためには		1 いじめ問題に取り組む体制の整備	
2 いじめ発見のきっかけ		2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取組)	
3 いじめの態様		3 重大事態への対応	
4 いじめが見えにくいのは		4 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携	
5 早期発見のための手だて		5 教職員の研修の充実	
6 相談しやすい環境づくりをすすめるには		◇ 事例研究(いじめ対応の失敗から学ぶ)	
7 地域の協力を得るためには		<いじめ早期発見のためのチェックリスト>……………	29
		<教職員のいじめ対応チェックリスト>……………	30

平成29年8月
兵庫県教育委員会

はじめに

近年、情報技術の進展等、急激な社会変化の中で、SNS内でのいじめの増加等、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化しており、生徒指導上大きな課題となっています。こうした中、今一度、すべての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

県教育委員会では、平成19年に作成した「教職員用いじめ早期発見・対応マニュアル」を、平成24年度に改訂し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応についての基本的な認識や考え方を周知してきました。

国においては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。これを受け、県教育委員会は、平成26年3月、「兵庫県いじめ防止基本方針」を策定、各校においても、それぞれの「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への対応に取り組んできました。

しかしながら、法が施行された後も、全国的に重大ないじめ事案が後を絶たず、教職員によるいじめ情報の抱え込みや不適切な対応により、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりする事案が発生しています。こういったことを踏まえ、国は平成29年3月、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。県においても、同時期に「兵庫県いじめ防止基本方針」を改定し、新たないじめ防止の取組を推進しているところです。

このことにあわせて、この「いじめ対応マニュアル」では、法に基づく「いじめの定義」や、「いじめの重大事態への対応」を明記するとともに、教職員が自身の活動をチェックできるリストを加えるなど、現在のいじめ問題に対応すべく改訂しました。

このマニュアルの前半部分では、いじめについての基本的な考え方や、具体的な対応のポイント等について、後半部分では、組織的な対応についてまとめています。

いじめについては、特定の教職員だけが抱え込むことなく、チームとして共通理解を図り、組織的に対応することが必要です。すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう、管理職はもとより、教職員一人一人が本マニュアルを積極的に活用して「いじめ問題」に取り組むことを願っています。

◆改訂（H29.8）のポイント◆

- ◇ いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの定義」を記載しました。
- ◇ 「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく「いじめの解消」について記載しました。
- ◇ 「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく「特に配慮を要する対応」について記載しました。
- ◇ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく「重大事態への対応」を記載しました。
- ◇ 新たに「いじめ対応事例」を記載しました。
- ◇ 教職員が自身の活動を点検できるチェックリストを新たに加えました。
- ◇ 本県の「いじめ防止基本方針」の改定を受けて、本マニュアルにもその内容を盛り込みました。

<いじめ対応マニュアル概要>

1 未然防止 (p.4) ~いじめを生まない土壌づくり~

人権教育の充実

- 「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の活用が有効です。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切です。
- 子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」、「他者を思いやる気持ち」等に触れる経験を通して、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。
- 道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが大切です。

体験活動の充実

- 発達の段階に応じた兵庫型「体験教育」を推進し、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となって心の教育の充実を図ることが大切です。

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成することが必要です。
- 学級活動、児童会・生徒会活動等がいじめ防止の取組を自分たちで考え実施する等、児童生徒の主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進めることが大切です。

いじめ未然防止プログラム (心の教育総合センター)
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshusho>

2 早期発見 (p.7) ~子どもの変化を敏感に察知~

日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、子どもたちに安心感を与えるとともに、いじめ発見に効果があります。
- いじめ早期発見のためのチェックリスト (p.29)・教職員のいじめ対応チェックリスト (p.30) を活用することが有効です。
- 教室等には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

観察の視点

- 成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。
- 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

連絡帳・生活ノート

- 連絡帳や生活ノートの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。
- 気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

教育相談 (学校カウンセリング)

- 日常生活の中での教職員の声かけ (チャンス相談) 等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員と子どもの信頼関係の上で形成されるものです。
- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要です。中学校・高等学校では、考査前の時期や進路選択の時期等を利用し、教育相談週間または月間として位置づけることが望まれます。

いじめ実態調査アンケート

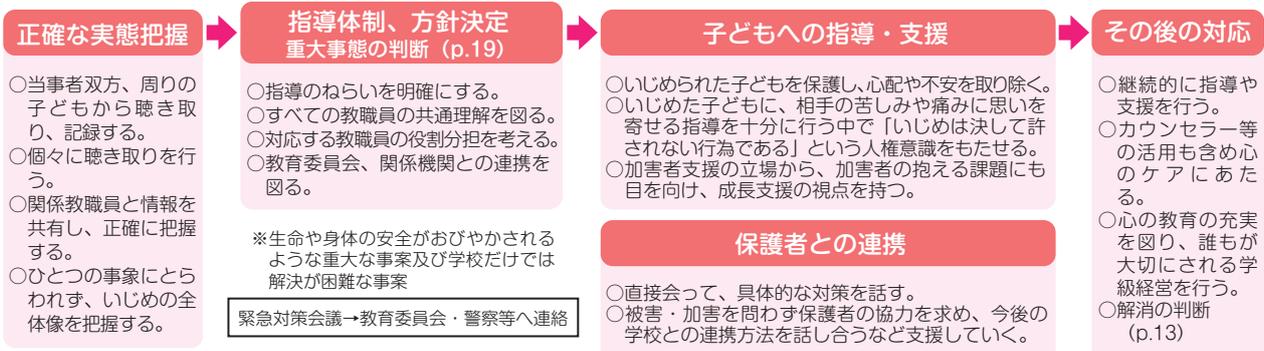
- 実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に1回以上の実施を本県のいじめ防止基本方針で定めています。
- いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要です。
- アンケートの結果については、実施方法に関わらず子どもや保護者にフィードバックする必要があります。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

3 早期対応の基本的な流れ (p.10) ~問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応~

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

※直ちに、いじめ対応チーム (p.16) (学級担任、生徒指導担当教員等) に連絡し、管理職に報告



4 チェックリスト (p.29)

いじめ早期発見のためのチェックリスト p.29

教職員のいじめ対応チェックリスト p.30, 31

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会のもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

1 いじめとは

○いじめの定義を理解する

【いじめ防止対策推進法】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《参 考》

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。 【「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

1 子どもたちや学級の様子を知るためには

①教職員の気付きが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要です。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

②実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画（p.17）を立てることが必要です。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対する心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引継ぎを行う必要があります。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けます。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己有用感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となります。

①子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員には、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

②心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる風通しの良い職場の雰囲気大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

③自己肯定感・自己有用感を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させます。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけにより、自己肯定感・自己有用感がより高まり、子どもたちは大きく変化します。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああすることは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- ・「あなたのあいさつで、とても気持ちが明るくなったよ。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

先生、ありがとう

やる気になってきた
次回もがんばろう

〈小学生の心に残ることば〉

- ・ そうだね。つらいよね。
- ・ わたしも苦手でしたよ。いっしょにがんばりましょう。
- ・ さわやかなあいさつだね。
- ・ そういう考え方もあるね、よく考えたね。
- ・ ここがいいね、これがいいね。

〈中学・高校生の心に残ることば〉

- ・ 心配しているから、ゆっくり話を聞かせて。
- ・ あなたらしさを大切にしてほしいなあ。
- ・ いっしょにピンチを乗り越えようか。
- ・ 可能性という自分自身の扉を開こう。
- ・ 幸せになってほしいなあ。
- ・ 〇〇には、あなたが必要なんだ。

④子どもたちの主体的な参加による活動

児童会・生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法です。

＜実践例1＞異年齢交流

新入生を迎える会の開催、給食の準備や片付けの手伝い、読み聞かせの会、縦割り班での清掃活動・児童会活動・運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係が築けた。

＜実践例2＞「いじめSTOP!」宣言

生徒会が中心となり、「いじめSTOP!」を宣言する。相談箱の設置、標語の募集、ポスターづくり等の取組を進め、生徒会から全校生徒へ運動を広げた。

＜実践例3＞自主ルールづくり

生徒会が中心となり、スマートフォン・携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え実行する取組を行い、SNS等における不適切な書き込みをしないように呼びかけた。

＜実践例4＞いじめ防止サミット

市内の生徒会役員が集まり「いじめ防止サミット」を開催。「STOPいじめゼロ!!」と名付けた新聞を各校持ち回りで発行することを採択し、市内全中学校でいじめ問題へ取り組んだ。

③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

①人権教育の充実

「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

- 【教育資料】 ◆『ほほえみ』（小学生用） ◆『きらめき』（中学生用） ◆『HUMAN RIGHTS』（高校生用）
- ・ 「いっしょにあそぼ」（小学校低学年用）
 - ・ 「で・き・た」「だいこんとにんじん」（小学校中学年用）
 - ・ 「このままだったら」（小学校高学年用）
 - ・ 「プロレスごっこ」（中学生用）

◆いじめを許さない人権教育資料（人権教育課HP）

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の活用が有効です。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」、「他者を思いやる気持ち」等に触れる経験を通して、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが大切です。

【兵庫版道徳教育副読本】

『こころ はばたく』（小学校低学年用） 『心 きらめく』（小学校中学年用）
『心 ときめく』（小学校高学年用） 『心 かがやく』（中学校用）



③ 体験活動の充実

発達段階に応じた兵庫型「体験教育」を推進し、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となって心の教育の充実を図ることが大切です。

- ・環境体験事業（公立小学校3年生）
- ・自然学校推進事業（公立小学校5年生）
- ・青少年芸術体験事業 わくわくオーケストラ教室（公立中学校等1年生）
- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業（公立中学校等2年生）
- ・高校生ふるさと貢献活動事業（県立高校等）
- ・高校生就業体験事業（県立高校等）
- ・特別支援学校交流・体験チャレンジ事業（公立特別支援学校）

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成することが必要です。また、学級活動、児童会・生徒会活動等でいじめ防止の取組を自分たちで考え実施する等、児童生徒の主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進めることが大切です。

いじめ未然防止プログラム（心の教育総合センターHP） <http://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshusho>

- 【小学校】・自分の木 ・大切なからだ ・友だちの良いところ探し
- 【中学校】・あったか言葉 ・怒りのメカニズムを理解する ・ダイヤモンドランキング
- 【高等学校】・暴力について考える ・役割交換てがみ ・絵による自己紹介
- 【特別支援学校】・これは、なんでしょう ・買い物に行こう

4 保護者や地域の方への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針などの情報を提供し、情報交換、協議できる場を設けます。また、いじめの未然防止における家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

さらに、いじめに対する家庭や地域の気付きと教職員の気付きが互いに共有できるよう情報窓口や連絡体制の周知を図ることが必要です。

実践例1 PTA総会等

- PTA総会等においては、学校いじめ防止基本方針の説明や、意見交換、連携体制への協力依頼をする。
- 学年懇談会等では、いじめの情報共有や現在のいじめ問題への課題、さらに対応方針の説明などを行う。

（例）【意見募集】

「いじめをしないひと、また、互いに認め合うひとになるには、どうしたらいいですか。」のテーマで学級で話し合うので、ご意見を聞かせてください。

実践例2 学級通信・学年通信

- いじめへの取組について学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

（例1）【標語募集】

学校では、生徒会が中心となり、「STOP いじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

（例2）【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気付くために、心がけていることを教えてください。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気付にくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

1 教職員のいじめに気付く力を高めるためには

①子どもたちの成長を支援する姿勢を持つ

一人一人の人格を大切にするとともに、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るといった姿勢が大切です。

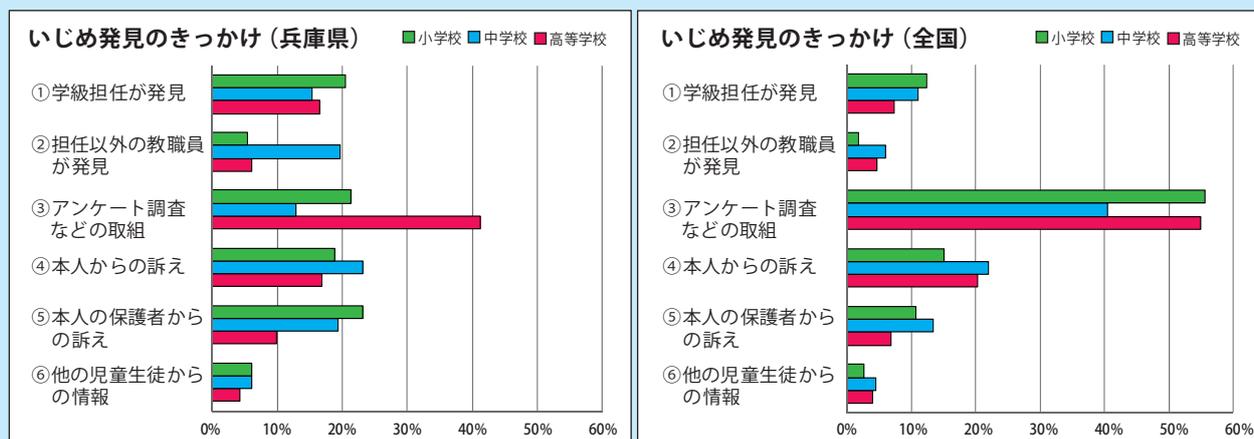
②子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気付き、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが必要です。

2 いじめ発見のきっかけ

調査結果

「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より



調査結果から見えるポイント

- 学級担任による発見については、全国よりも高い割合になっています。今後ともいじめの大小にかかわらず、適切に対応することを心がける必要があります。
- アンケート調査については、いじめ発見のきっかけとなることが多いことから、調査の際には、記入しやすい環境を整えた上で、児童生徒の状況に応じて、記名式や無記名式を選択もしくは併用して実施するなど、工夫することが大切です。収集した情報は記録し、教職員間で共有しておきます。(p.9)
- 中学校では部活動顧問等、担任以外の教職員の発見が多く、教職員の情報共有の在り方が大切になります。また、本人からの訴えが最も多いため、訴えがあったときの対応が重要になります。
- 「保護者からの訴え」や、「本人からの訴え」などについては、状況によりいじめが相当深刻に進行している場合が考えられるので、組織的に調査した上で迅速に対応する必要があります。

3 いじめの態様

いじめの態様は様々であり、中でもその行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、強い姿勢が大切であり、関係機関との適切な連携が必要です。

《 分 類 》

《 抵触する可能性のある刑罰法規 》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる …→ 脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする …→ 暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする …→ 暴行、傷害
- オ 金品をたかられる …→ 恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする …→ 窃盗、器物損壊等
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする …→ 強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる …→ 脅迫、名誉毀損、侮辱

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、児童生徒の感じる被害性に着目し判断する必要があります。

4 いじめが見えにくいのは

○ いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人が目付きにくい時間や場所を選んで行われています。

- ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。《時間と場所》
- ②遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態があります。《カモフラージュ》

○ いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

○ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話等を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

5 早期発見のための手だて

日々の観察

～ 子どもがいるところには、教職員がいる体制～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、子どもたちに安心感を与えるとともに、いじめ発見に効果があります。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト (p.29) や教職員のいじめ対応チェックリスト (p.30) を活用することが有効です。また、教室等には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をしたり、「ひょうごっ子悩み相談カード」を確実に配布したりすることが大切です。

観察の視点

～ 集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

連絡帳・生活ノート

～ コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

連絡帳や生活ノートの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

教育相談（学校カウンセリング）

～ 気軽に相談できる雰囲気づくり ～

日常生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。

また、定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要です。中学校・高等学校では、考査前の時期や進路選択の時期等を利用し、教育相談週間または月間として位置づけることが望めます。

いじめ実態調査アンケート

～ アンケートは、実施時の配慮が重要 ～

実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に1回以上の実施を本県のいじめ防止基本方針で定めています。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要です。

アンケートの結果については、実施方法に関わらず子どもや保護者にフィードバックする必要があります。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

重要

学校におけるいじめアンケートの保存期間について

①全員分の回答用紙・・・卒業時まで保存 ②回答をとりまとめた文書・・・5年保存

6 相談しやすい環境づくりをすすめるには

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなければなりません。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめがより潜在化することが考えられます。

①本人からの訴えには

- 心身の安全を保証する
日頃から教職員のいじめ問題への対応姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と伝えるとともに、その手だてを考えねばなりません。例えば、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。
- 事実関係や気持ちを傾聴する
「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

②周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

③保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

7 地域の協力を得るためには

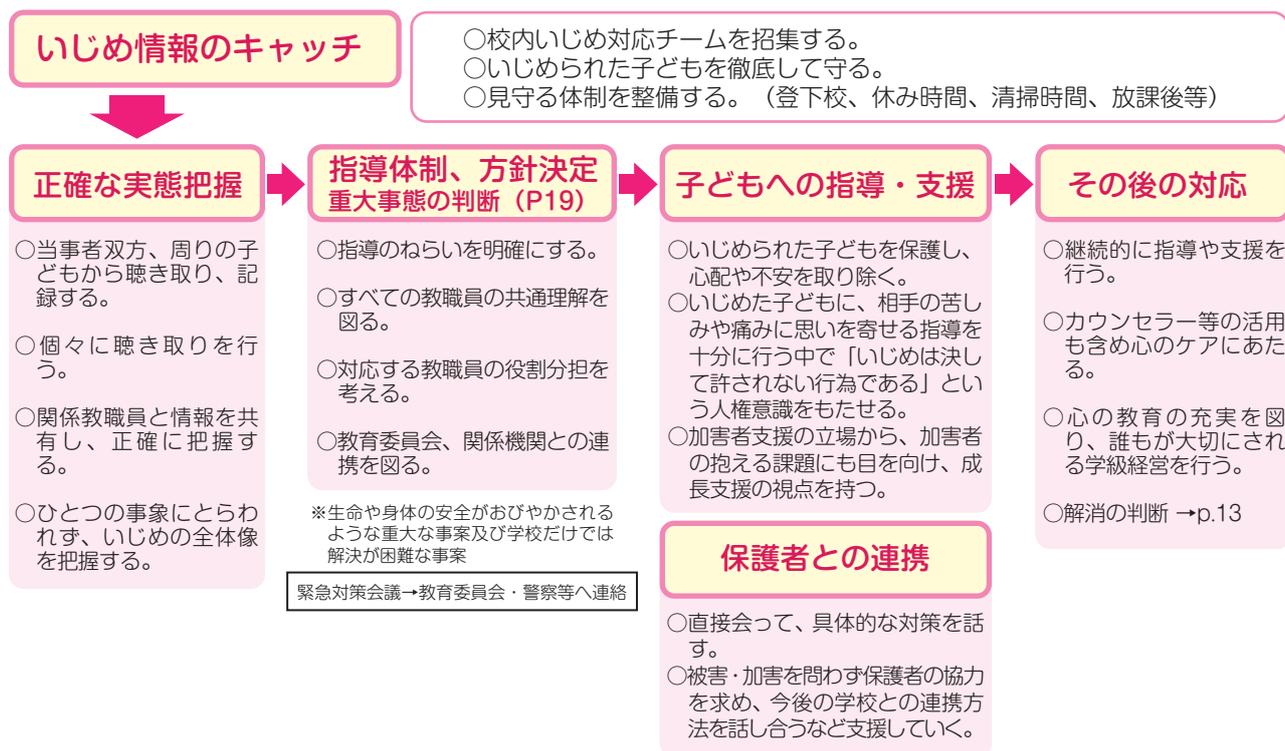
多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校運営協議会や地域学校協働本部等、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求めることが大切です。

また、いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・児童委員等と連携することも視野に入れて対応することが必要です。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて特定の教職員だけで抱え込まず、校内いじめ対応チーム（対策組織）へ報告し、組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめ行為を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、直ちに校内いじめ対応チーム（学級担任、生徒指導担当教員等）に連絡し、組織的に対応を行わなければなりません。あわせて管理職にも即座に報告します。

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要です。
- 状況に応じて、いじめられている子どもやいじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報例

- ◇ 誰が誰をいじめているのか? …… 【加害者と被害者の確認】
- ◇ いつ、どこで起こったのか? …… 【時間と場所の確認】
- ◇ どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? …… 【内容】
- ◇ いじめをしてしまった動機は何か? …… 【要因】
- ◇ いじめのきっかけは何か? …… 【背景】
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか? …… 【期間】

— 要注意 —

子どもの個人情報
は、その取扱いに十分
注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- ・ 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・ 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝えます。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝えます。

いじめを訴えた保護者から
不信感をもたれた教職員の言葉

- ・ お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・ 家庭での甘やかしが問題です。
- ・ クラスにはいじめはありません。
- ・ どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた子どもに対して

子どもに対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導します。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させます。

保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・ 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援します。

学校との連携が十分ではないため
保護者から発せられた言葉

- ・ 相手にもいじめられる理由があるのだろう。
- ・ 学校がきちんと指導していれば…。
- ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③周りの子どもたちに対して

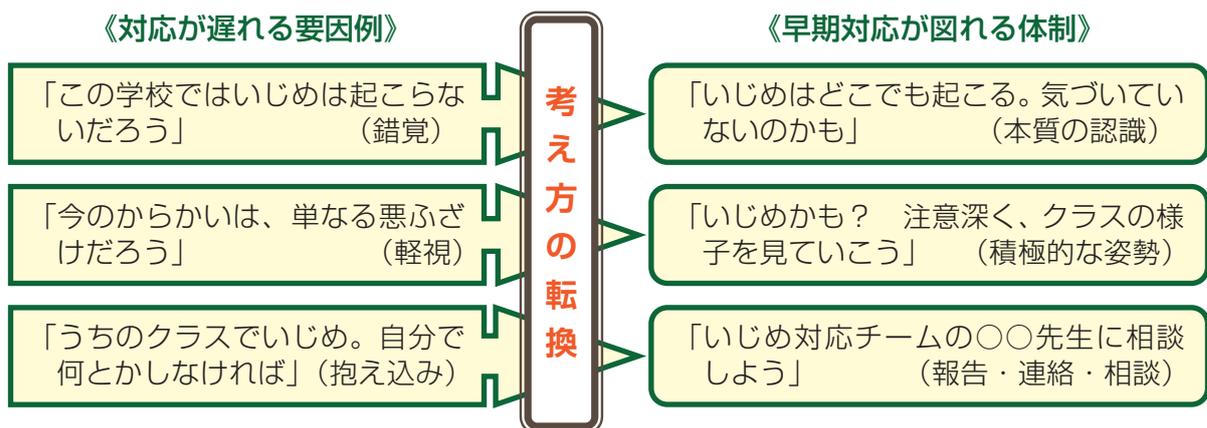
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

④継続した指導

- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援します。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたります。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学級づくりへの取組を強化します。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組めます。



※ 確認

学校全体の組織的な取組については

参照

「Ⅵ 組織的対応について」(p.16～)の「いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取組)」(p.18)を参照のこと

5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）

いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切です。

例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられます。

特に配慮を要する児童生徒への対応について

○特に配慮が必要な児童生徒については以下の点に留意して対応します。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- ・東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

※上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行わなければなりません。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、子どものスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化やスマートフォン・携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案の内容によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要があります。

1 ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもが悪口やひぼう・中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりする方法により、いじめを行うもの。

■トラブルの事例

ネット上のいじめ

- SNS等（無料通話アプリ等）でのいじめ
- 動画共有サイト等でのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

特殊性による危険

- 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易にひぼう・中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんながひぼう・中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 無料通話アプリを利用するグループ内でも、ある日突然、既読無視、グループ外し、未読等のいじめが起こることもある。

SNS*から生じたいじめ

Aさんが友達数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して、Bさんの悪口を書き込みました。それをCさんがコピーして他の掲示板に書き込み、Bさんの知るところとなりました。その後、同掲示板にAさんへのひぼう・中傷が大量に書き込まれました。

- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、ひぼう・中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

動画共有サイトでのいじめ

Aさんは、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子はスマートフォン・携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

- 一度流出した個人情報は、削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

保護者会等で伝えたいこと

<未然防止の観点から>

- 子どもたちのスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォン・携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったインターネット特有のトラブルが起こり得るという認識を持つこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の傷害など別の犯罪につながる可能性があることや、時には自殺を招く場合もあること
- 一度流出した情報は、簡単には削除できないこと

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

■書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。
※学校非公式サイト上の削除も同様

<指導のポイント>

- ・ひぼう・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

対応に困ったら…

- ◇ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>
- ◇ 兵庫県警察サイバー犯罪対策課
<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>
- ◇ 子どもの人権110番 (神戸地方方法務局人権擁護課)
電話：0120-007-110 FAX：078-392-0180

■情報モラルの指導

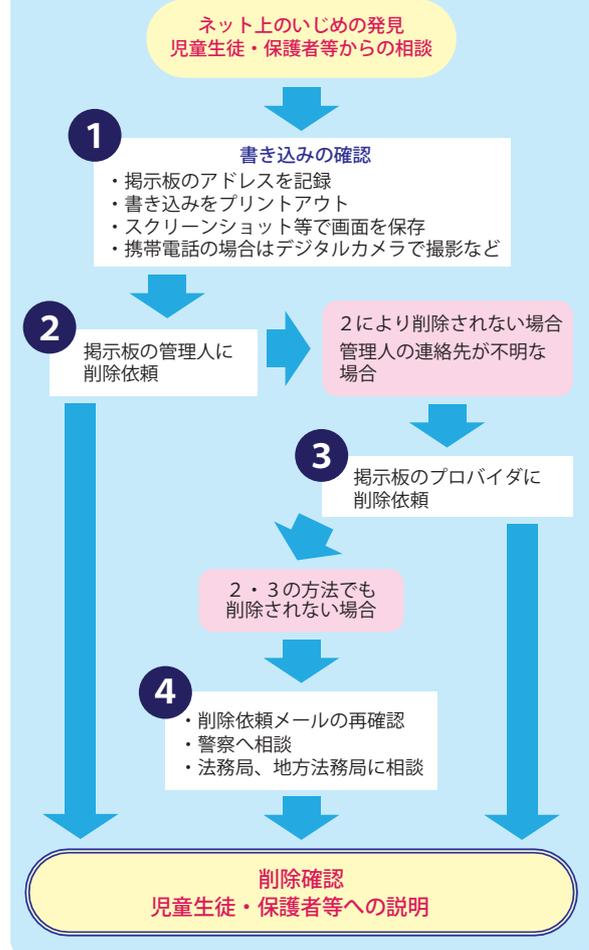


児童生徒が自身で判断して行動できる力と態度が必要

情報モラル教育が必要！

児童生徒の判断力と態度を育成する「教育の情報化に関する手引き」
(文部科学省)

書き込み等の削除の手順 (参考)



※ネット上のいじめへの対応についても、p.10～の早期対応の取組が必要です。
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をもち、対応する必要があります。

VI 組織的対応について

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

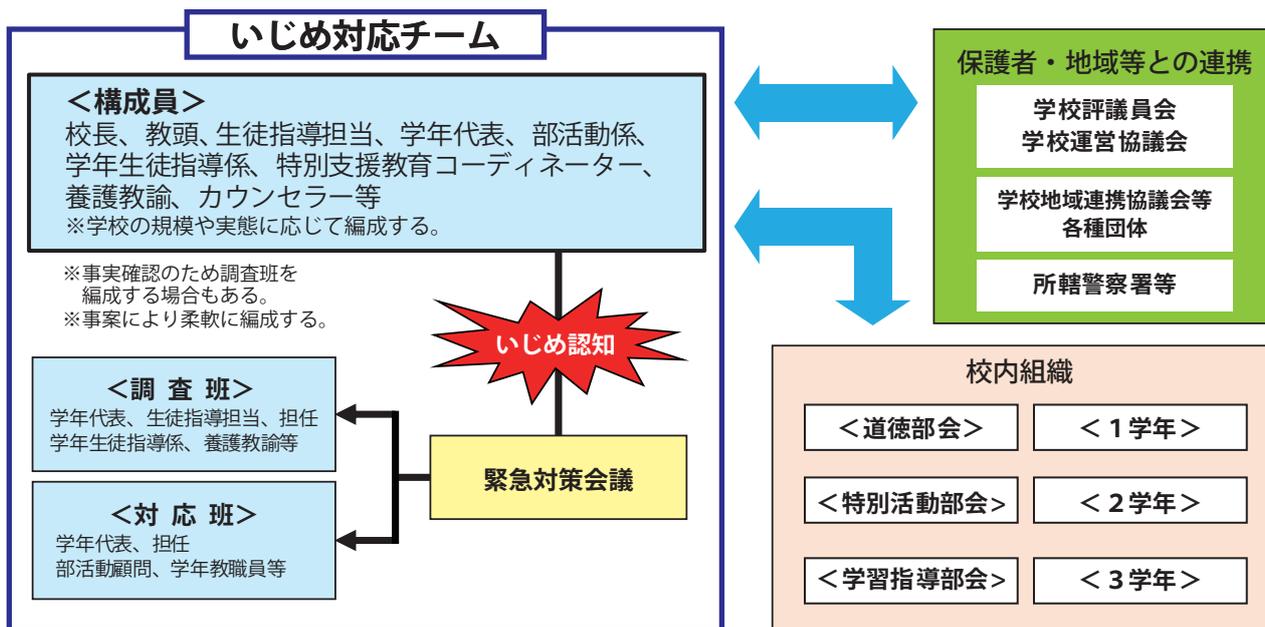
いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組むことが重要です。そのためには、未然防止、早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取組を推進していくことが大切です。

各学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを起点として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが重要です。また、組織が有効に機能しているか等について、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが必要です。

①いじめ対応チームの設置について

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するため、「いじめ対応チーム」等の校内組織を各学校に設置しなければなりません。
- 校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、心理や福祉等に関する専門家などをメンバーに加えます。なお、メンバーは学校規模や実態等に応じて柔軟に対応します。

《いじめ対応チーム組織例（中学校）》



- ※上記の組織図は、中学校を例に作成していますが、小学校・高等学校・特別支援学校においては、それぞれの実情に応じて編成します。
- ※例えば担当者を決めて、定例のいじめ対応チーム会議までにいじめの情報を集約する方法も考えられます。
- ※いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応します。
- ※いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省後頁参照）に沿って適切に対応します。

②未然防止のための体制づくり

- いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進することが大切です。

③年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが重要です。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止対策を推進することが大切です。また、学校評価等において取組の目標を定め、定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行う必要があります。

《年間指導計画例》

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画等 職員会議 ※2	※1 保護者会等による 保護者向け啓発 ※4	事案発生時、緊急対策会議の開催	職員会議 ※2	※7 教職員研修
未然防止に 向けた取組	いじめ 実態把握調査 ※3 ↓ 道徳・特別活動 計画へ反映	学級・学年づくり 人間関係づくり ※8		全校一斉学習 ※6	
早期発見・早期対応 に向けた取組			いじめ アンケート ※5 ↓ 教育相談週間		

- ※1 いじめ対応チーム会議：月に1回程度は集まり、情報共有します。いじめが疑われる事案が起こったときには、緊急対策会議を開催します。
- ※2 職員会議：学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図ります。また、その取組状況等を学校評価として定期的に点検・評価を行い、改善に努めます。
- ※3 いじめ実態把握調査：児童生徒及び保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施します。
- ※4 保護者向け啓発：学校いじめ防止基本方針を基に、指導方針等を保護者へ周知します。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ対応チーム会議 ・情報共有 ・2学期の計画 ※1		事案発生時、緊急対策会議の開催				※1 いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
未然防止に 向けた取組	学級・学年づくり 人間関係づくり ※8	生徒会による 啓発活動	保護者向け研修会 ※9	職員会議 ※2		教職員研修 ※7	職員会議 ※2
早期発見・早期対応 に向けた取組			いじめ アンケート ※5 ↓ 教育相談週間			いじめ アンケート ※5	

- ※5 いじめアンケート：学校の実態に応じて随時実施することを原則としますが、必ず学期に1回以上実施します。また、児童生徒が記入しやすい方法等について工夫が必要です。
- ※6 全校一斉学習：いじめ実態把握調査により明確になった児童生徒の実態に応じた教育指導の機会を設けます。
- ※7 教職員研修：カウンセラー等によるカウンセリングマインド研修を年間2回程度実施します。
- ※8 学級・学年づくり／人間関係づくり：宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進めます。
また、いじめ未然防止プログラム（心の教育総合センター作成）等も活用します。
- ※9 保護者向け研修会：カウンセラー等による講演（子どもへの接し方等）を実施します。

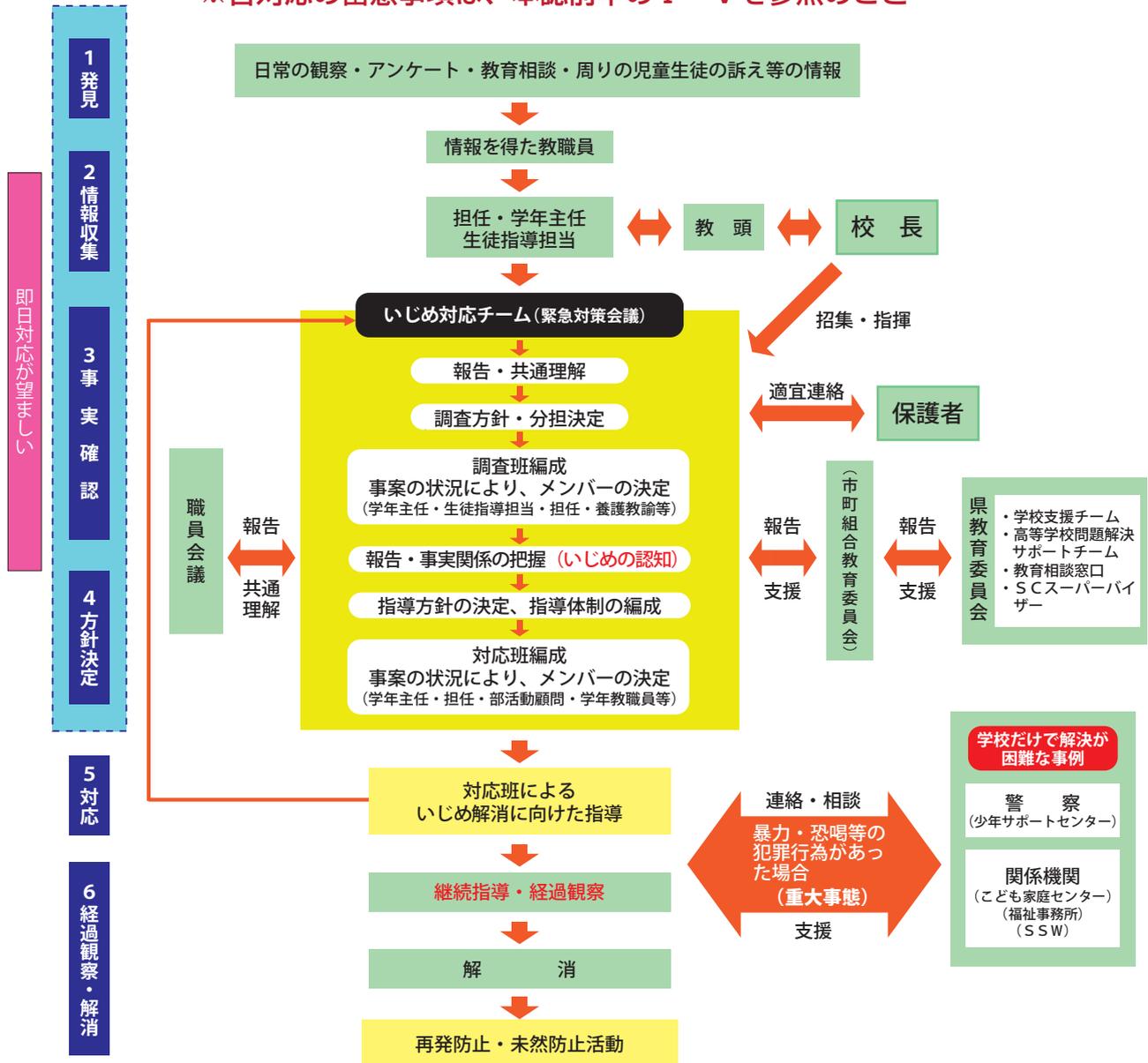


2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

いじめの情報を得た場合は、特定の教職員だけで抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともあります。

そうならないよう、校長がいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、学校として認知するとともに、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが重要です。

※各対応の留意事項は、本誌前半のⅠ～Ⅴを参照のこと



- ※ 上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。
- ※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要です。（重大事態への対応 p.19）
- ※ 特にいじめ被害児童生徒及び保護者への支援については、当該児童生徒を徹底して守り通すことを伝えるなど心のケアに努めるとともに、その保護者にも今後の対応方針等を説明し理解を得ます。さらにその後も適切に情報提供していくことが大切です。
- ※ いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」による要件（p.13）に基づき、被害者の立場に立って慎重に判断し、解消と判断した後も再発防止に努めることが大切です。

3 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、地方公共団体の長へ報告した上で、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられています。

① 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条第1項より

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
 - ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

② 重大事態の取扱いについて

○重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・ 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たること。

○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・ 暴行を受け、骨折した。
- ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
- ・ 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・ スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ・ 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。 など

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えたものです。

また、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意します。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)より

③ 重大事態への対応

ア 調査の主体の判断

- 県教育委員会や市町村組合教育委員会など学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断します。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行います。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

【調査組織について】 → p.20～

- a 学校が主体の場合・・・いじめ対応チームが基本となりますが、次の2つの方法が考えられます。
 - ・ いじめ対応チームに第三者を加える方法
 - ・ 学校が第三者委員会を立ち上げる方法
- b 設置者が主体の場合・・・附属機関(条例設置が必要)として、以下の2つの組織が考えられます。
 - ※ 附属機関は常設しておくことが望ましい。
 - ・ 法第14条3項に基づく組織(いじめのみ対応)
 - ・ 個々の事案について調査できる組織(いじめ以外にも対応可能)

※いずれにしても、公平性・中立性を確保することが大切であり、調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について、被害者やその保護者等に進捗状況も含め、適切な情報提供をしていく必要があります。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

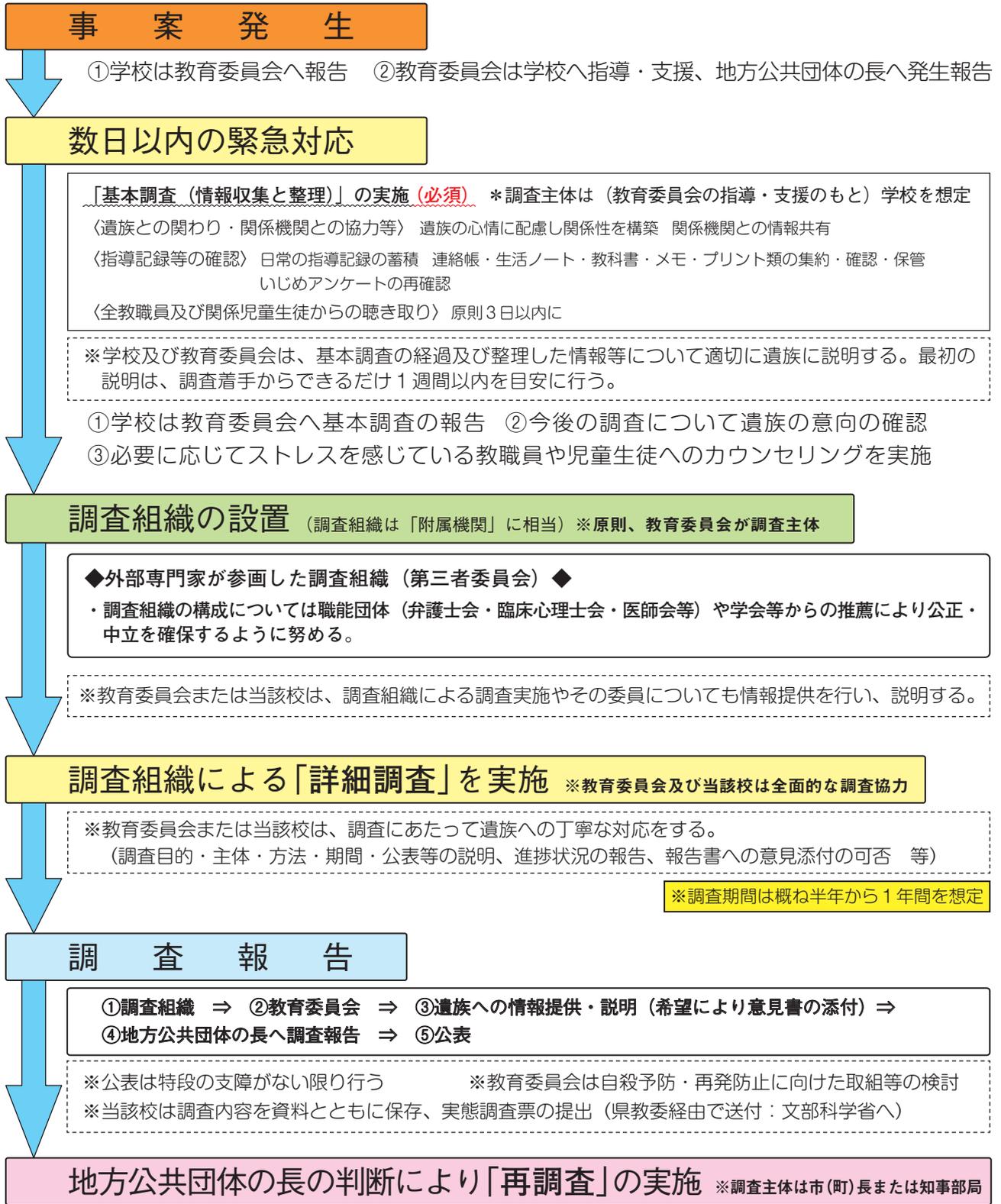
地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめの防止等に関する普及啓発協議会資料(文部科学省)より

ウ 背景にいじめの可能性のある「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」発生時の対応

* 学校が認知できた情報をもとに、学校の管理職が自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したものの



※ 参考資料

「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」	（平成26年7月文部科学省）
「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」	（平成22年3月文部科学省）
「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」	（平成21年3月文部科学省）
「高校生等の自殺予防対策に関する委員会報告書」	（平成26年3月兵庫県教育委員会）

不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

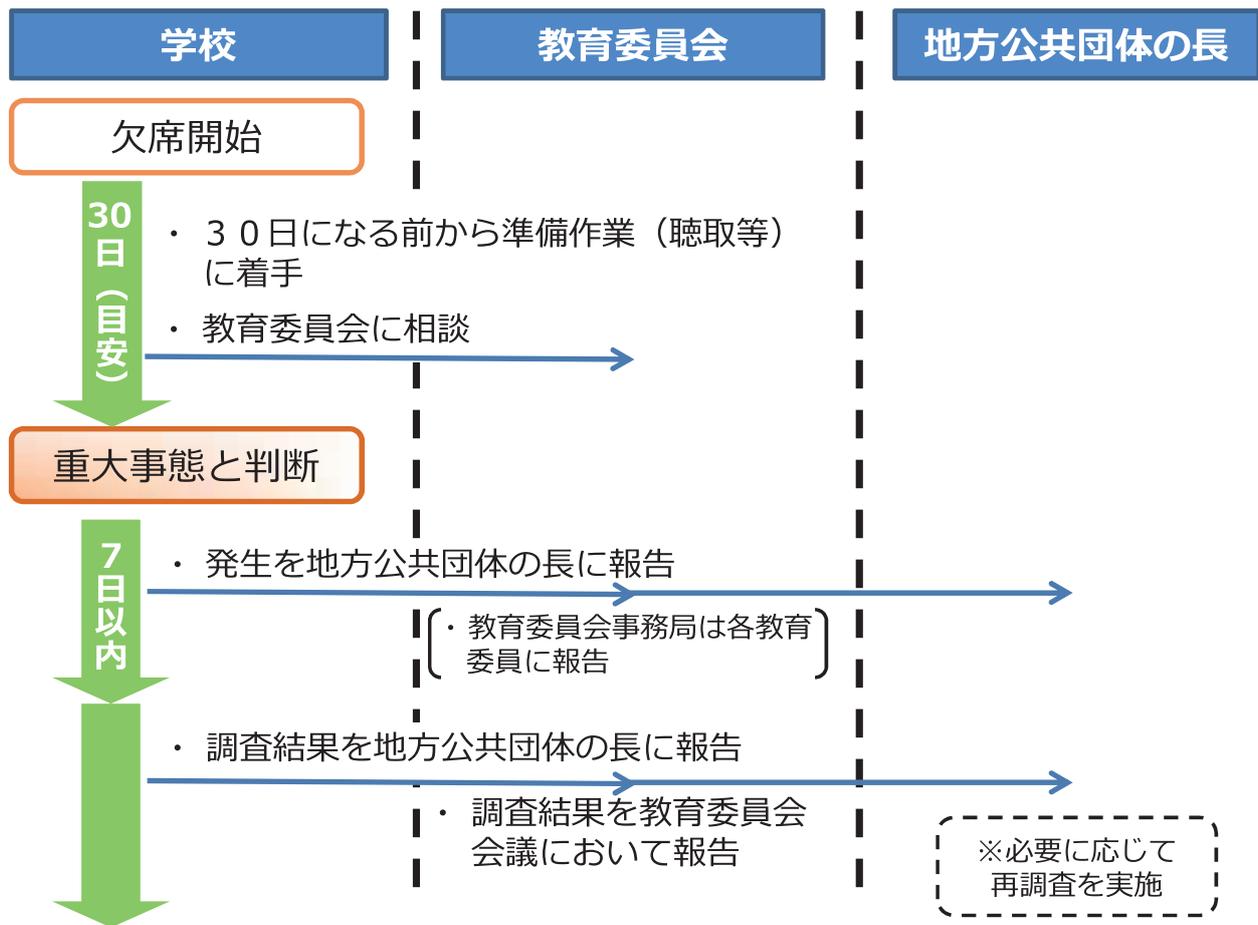
○いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、（略）組織を設け、（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 （略）

二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



○児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的

○重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手

○学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）

○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援

○対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）より

4 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠です。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換をしておくなど、いわゆる「顔の見える連携」が大切です。

① 教育委員会との連携について

学校において重大ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められます。

《県教育委員会の連携支援体制》

- ◎ 指導主事や学校支援チーム（学校OB、警察OB、スクールソーシャルワーカー、精神科医）の派遣
- ◎ 高等学校問題解決サポートチーム（学校OB、弁護士、精神科医）による指導助言
- ◎ 教育事務所「教育相談窓口」（弁護士等）の利用
- ◎ スクールカウンセラー・スーパーバイザーの派遣

<学校支援チーム・高等学校問題解決サポートチーム>

学校だけでは解決困難な事案に対応するため、各教育事務所・高校教育課に設置し、複雑・多様化する課題に対して専門的・多面的な支援を行います。

<学校支援チーム>（教育事務所）

- ・職員体制：学校・警察関係者OB、スクールソーシャルワーカー、精神科医

<高等学校問題解決サポートチーム>（高校教育課）

- ・職員体制：学校OB、弁護士、精神科医

<教育事務所「教育相談窓口」>

学校現場における保護者等からの教育問題に係る相談に適切に対応するために設置。

- ・月1～2回定期日を設けて実施。
- ・学校OB等が対応し、場合によっては教育問題検討会議を開き、弁護士等が相談に応じます。

② 出席停止措置（小・中学校）について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要があります。（学校教育法第35条）

※ 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものです。

学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
 - 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
 - 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

③ 就学校の指定の変更や区域外就学（小・中学校）について

市町組合教育委員会において、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。

保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町組合教育委員会と十分に協議する必要があります。 ※手続きに関して、一部の市町で異なる場合があります。

④ 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切です。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要です。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要があります。

⑤ 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉的な視点からスクールソーシャルワーカーと協力し、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等と連携することも視野に入れて対応します。

<少年サポートセンター>

県下に12箇所設置されている警察組織。主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談にあたり、子どもを非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援などの活動を行っています。

<こども家庭センター>

0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を展開しています。6センター（中央、西宮、川西、姫路、豊岡、神戸）、3分室（洲本、尼崎、丹波）。

5 教職員の研修の充実

各学校においては、本マニュアルやいじめ未然防止プログラム（心の教育総合センター）を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要です。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められます。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要があります。

<カウンセリングマインド研修>

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリングマインドの向上を目的とした研修で、カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたります。

<OJT (On-the-Job Training)>

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動です。

そのことは、先輩教員にとっても学びの機会となり、力量を高めることにつながります。

●事例研究 (いじめ対応の失敗から学ぶ)

事例研究 1 いじめのサインを見過ごした例

小学校4年生のAさんは、おとなしく口数の少ない子どもであったが、クラスの中ではBさんを含む4～5人のグループで一緒にいることが多かった。担任は時々、①AさんがBさんたちにきつい言葉でからかわれたり、肩パン(じゃんけんをして、勝った者が負けた者の肩を拳でなぐるゲーム)で、肩を押さえて痛そうにしたりしているのを見かけたことがあった。

ある日、普段はおとなしいAさんが泣きながらBさんに殴りかかり、つかみ合いのけんかになった。②担任は、二人を同時に指導し、「もともと仲がええんやから……。ほら、仲直りして握手しとき。」と、あまり事情を確認せずに指導を終えた。二人の表情を見て担任は安堵し、深く気にとめなかった。その後、Aさんは、体調不良を訴え、学校を欠席するようになってしまった。

課題1 グループ内の人間関係を把握できていなかった。

課題2 子どもの心情に寄り添えず、教員の思い込みにより(同じグループ、もともと仲良し)、組織的な対応をせずいじめを見逃し、さらに、誤った指導法によりいじめの重大事態を招いた。

留意点

- ◆ 見えにくいいじめ 「遊び(ゲーム)の中にいじめは潜む」
 - ・プロレス技や肩パンを交代する等、仲良く遊んでいるように見えるが、怖くて断れず、強要されている状況があることも考慮する。
 - ・きつい言葉によるからかいは要注意。その場で毅然とした指導が必要である。
- ◆ 教員の指導のポイント 「いじめの本質を見極める」
 - ・普段いじめられている子どもが、我慢しきれずに、暴力行為の加害者になるケースがある。
 - ・子どもの本音を引き出すためには、事情の聞き取りは個別に行うのが鉄則である。
 - ・安易に仲直りをさせることにより、被害者は心を閉ざしてしまうことがある。
 - ・保護者への報告を怠ってはならない。最近の子どもの様子等変わったところはないか確認する。

事例研究 2 養護教諭からの情報に対して、担任の受け取りが不十分だった例

小学校5年生のAさんが、「Bさんの低学年の頃のことを、他の友人に話したことをきっかけに、同じクラスのBさんのグループからいじめられている。」と養護教諭に相談してきた。養護教諭は、そのことを担任に伝えたところ、担任は、①Bさんと呼んでAさんから相談があったことを伝え、事情を聞いた。その結果、②Bさんは「そんな(いじめている)つもりはありません。これからは気をつけます。」と言ったので、面談を終えた。担任は解決したと考え、養護教諭に報告した。

4月にクラス替えになり、二人は同じクラスになったが、Aさんは、教室に入れなくなった。養護教諭が話を聞くと、「Bさんのいじめがエスカレートし、怖くて教室へ行けない。」と涙ながらに訴えた。

課題1 担任が養護教諭から十分に状況を確認せず、Aさんの訴えを安易にBさんへ伝えて指導してしまった。

課題2 いじめの情報を他の教職員と共有することなく、一人で抱え込んでしまった。

課題3 「Bさんが反省していたので、いじめは解決した」と安易に考え、その後、経過の観察等もなかったため、いじめが継続し、Aさんは不登校になった。

留意点

- ◆ 養護教諭との連携は不可欠である。
 - ・養護教諭は、保健室における子どもの様子からいじめのサインに気付くことが多い。
 - ・相談された内容は、本人に配慮しながら担任や学年、生徒指導担当等に報告する。(組織的な対応)
- ◆ いじめに関わる人間関係は、一人の判断ではとらえにくい。
 - ・いじめの発見には、多くの教職員で情報を共有し、日々の観察を行うことが大切である。
 - ・複数の見方や視点から方策を検討して取り組むことが解消の近道である。
 - ・年齢があがるにつれて、複雑な構造のいじめや深刻ないじめが増加してくる傾向にある。指導にあたっては、関係した子どもたちの発達段階やいじめの進行状況、指導者と子どもとの人間関係等を十分に考慮して進めることが大切である。

事例研究 3 学年間の連携がきちんととれずに、新たな問題が発生した例

ある中学校において、「2年生のAさんが3年生のBさんにいじめられている」との情報が生徒指導担当教員に入った。早速、①生徒指導担当教員は2年生の学年代表とAさんの担任に報告し、Aさんから事情を聞いてほしいと依頼した。また、3年生の学年代表とBさんの担任にも、同様にBさんから事情を聞いてほしいと依頼した。

昼休みに3年生のBさんの担任がBさんに事情を聞いたところ、「知らない、俺は関係ない。」と否定し、話ができなかった。ところが、2年生の教員からは、Aさんは明らかにBさんからいじめを受けているとの報告があった。放課後、2年生の教員からの報告を受けて、②3年生の教員だけの判断でBさん呼び、Aさんから聞き取った情報をもとにBさんを厳しく指導した。3年生の教員の指導を受けたBさんは、部活動に行っていたAさんのもとへ近づくと、いきなり殴る蹴るの暴行を加えた。

2年生の教員からは、3年生の教員の指導に対する不満が出た。加えてAさんの保護者らからも、学校の指導に関する批判の声が上がった。

課題1 情報確認のために、まず先にAさんから話を聞くように指示しなかった。

課題2 組織的な対応ができていなかった。

- ①いじめ対応チームによる会議を開催しなかった。
- ②指導方法や手順についての教職員間の意思疎通を図らなかった。
- ③早く事案を解決しようと、学年だけの意向で動いてしまった。

留意点

- ◆ 訴えや情報に適切に対応するための共通理解を図る。
 - ・管理職や生徒指導担当教員を中心に、今後の指導方法等の共通理解を図る。それぞれ事実を把握する時は、複数での聞き取りを実施する。いじめられた子どもの安全を第一に考える。
- ◆ 指導体制を確立し、教職員間の連携を密にする。
 - ・場当たりの指導は新たな問題を生むことを念頭に置き、すべての教員がすべての子どもを責任を持って指導していくという意識を持つ。
 - ・保護者や地域からの情報については、いつでも真摯に受け止め、共有して組織的に対応する。

事例研究 4 組織的な対応ができず、問題が深刻化した例

ある高校のバレーボール部内で、2年生の部員間でもめごとが続いていた。いざこざが表面化することはなかったが、顧問は何となく良くない雰囲気を感じていた。

試合に近いこともあり見守りを続けていたある日、部員のBさんから顧問に、最近キャプテンのAさんからSNSで悪口を書かれる等の嫌がらせを受けていると訴えがあった。顧問が、Aさんから話を聞くと、Aさんは「私は知らない。誰かが私になりすましてやっているのではないか。」と答えた。顧問はAさんの言い分をBさんに伝えたが、Bさんから「信じられない。なりすましなんか簡単にできるものなのか。」と聞かれたが、答えられなかった。

①状況を心配したAさんの保護者から教頭に事実確認を要望する相談があり、管理職等の知るところとなった。生徒指導担当教員の指示の下、顧問が部員全員に確認したところ、②誰かがAさんになりすまして送ったメッセージであると判明したが、メッセージや画像は部内外にもかなりの範囲で拡散していることがわかった。BさんとBさんの保護者に説明したが納得してもらえず、顧問の指導に対する不満をあらわにするとともに、メール及び画像の削除を強く要望された。

後日、調査を進めていく中で、最近Bさんとの仲があまりうまくいっていなかったCさんが、Aさんになりすまして送ったメッセージであることが判明した。

課題1 部内でいじめの疑いがあったにも関わらず、いじめ対応チームなどによる学校全体としての対応ができていなかった。

課題2 SNSに関する教職員側の知識が十分でなかったため、よりよい対応ができなかった。また、警察（サイバー犯罪対策課）等との連携も適切に取れなかった。そのことにより、保護者の学校に対する不信感が強まった。

留意点

◆ SNSによるトラブルが起きた場合は

- ・ いじめ対応チームなどにおいて情報を共有し、組織で対応していくとともに、専門機関からアドバイスをもらいながら、拡散を防ぎ、適切な対応により解決を図っていく。

◆ 保護者からの要求が大きくなるようにするためには

- ・ 初期の段階で保護者が何を要求しているのかを整理し、保護者に対して丁寧に説明していく。
- ・ 学校全体で問題を共有した上で、問題点を整理し、学校としての方針や今後の対応策を明確に保護者に示す。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 年 月 日 ()

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- にやにや、へらへらしている
- 表情が暗く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

※ 各学校においては、教職員でいじめのサインについて話し合うなどし、学級や学校、子どもの実態に応じて、工夫して活用願います。

教職員のいじめ対応チェックリスト

1 子どもの変化を見逃さないために

記入日 年 月 日 ()

〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラー（キャンパスカウンセラー）と情報共有をしている
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

【自身の行動】

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

【情報共有】

- 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

【子ども・保護者への対応】

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

3 管理職としての校内体制づくりのために

【日々の体制】

- 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

【計画的実施】

- 校内いじめ対応チームの会議を定期的実施している
- いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

【年度毎の点検・評価】

- 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している

※ 各学校においては、教職員でいじめのサインについて話し合うなどし、学級や学校、子どもの実態に応じて、工夫して活用願います。